



## 箱根町記者発表資料

### 職員の処分について

職員の不祥事に対する処分を行いましたので発表します。

(1) 概要

部下職員へのパワー・ハラスメント、及び職場内秩序びん乱に該当する不適切な指導を繰り返し行い職場環境を著しく乱した。

(2) 処分者

50代・男性・管理職

(3) 処分年月日

令和5年5月29日

(4) 処分内容

懲戒処分：「減給」1月間（10分の1）

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定による。

照会先

箱根町総務部総務防災課 課長 奥脇 朋孝

電話0460-85-9561

E-mail [soumubousai@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:soumubousai@town.hakone.kanagawa.jp)